

広島県告示第九百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年十二月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|---------|--|------------|
| 県道吉田邑南線 | 安芸高田市美土里町横田字東山九八八番一地从ら 安芸高田市美土里町横田字東山九八八番一地从ら | 平成二十四年二月三日 |